

電気工事業の登録申請手続きについて（新規・更新）

1 登録申請に必要な書類について

- ① 登録電気工事業者 登録申請書 … 新規登録の場合
登録電気工事業者更新登録申請書 … 更新登録の場合
- ② 誓約書・主任電気工事士の雇用証明書
- ③ 主任電気工事士等の実務経験証明書
※主任電気工事士が第一種電気工事士の場合、更新登録で変更しない場合は不要です。
- ④ 備付器具調書
- ⑤ 標識仕様書
- ⑥ 主任電気工事士の電気工事士免状原本（1種・2種）
- ⑦ 住民票抄本 … 申請者が個人の場合
登記事項証明書 … 申請者が法人の場合
- ⑧ 手数料 … 新規登録 22,000円、更新登録 12,000円

※注意事項

- ① 申請者及び主任電気工事士本人が自筆で署名すれば、個人認印・法人代表者印は不要です。
(実務経験証明書を除く)
- ② 主任電気工事士が第一種電気工事士の場合、更新登録で主任電気工事士を変更しない場合は、実務経験証明書は不要です。
- ③ 住民票・登記事項証明書は申請時3ヵ月以内のものです。(コピー不可)

2 登録等の要件について

- (1) 営業所ごとに主任電気工事士を1名選任すること。
主任電気工事士に選任されるには、下記の条件のどちらかを満たすことが必要です。
ア 第一種電気工事士免状を取得していること。
イ 第二種電気工事士免状を取得後3年以上の実務経験を有し、証明できること。
(注) 2つ以上の営業所の主任電気工事士を兼務することはできません。
- (2) 事業者、法人役員及び主任電気工事士が登録拒否要件に該当しないこと。
電気工事業法、電気工事士法及び電気用品安全法に違反したことがない等
- (3) 工事後の確認用の検査器具を営業所に備え付けていること。
電気工事が適正に行われたどうかを検査する等のために必要な器具を営業所に備え付けなければなりません。一般用電気工事を行う場合は①から③まで、自家用電気工事を行う場合は①から⑦までを必要とします。

- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| ①絶縁抵抗計、②接地抵抗計、③抵抗及び交流電圧を測定できる回路計 | } 借用・計測依頼等で対応することもできます。 |
| ④低圧検電器、⑤高圧検電器 | |
| ⑥継電器試験装置 | |
| ⑦絶縁耐力試験装置 | |

3 更新手続きの期限

更新手続きは登録期限日までに行わなければならない、期限日を過ぎた場合は新規登録手続きとなります。(登録期限内でない更新手続きは行えません。)